

めぐみ厚生センター恵友会 会報

第343号

めぐみ厚生センター恵友会

法人本部	0952-25-2797
めぐみ園	0952-34-7722
富士学園	0952-63-0107
ウイズ富士	0952-51-0063

発行人 副島 勉

郵便振替 めぐみ厚生センター恵友会

口座番号：01770-6-12389

事務局

〒840-2223 佐賀市東与賀町大字飯盛1584 (めぐみ園内) : tel 0952-34-7722

恵友会の皆さん、あけましておめでとうございます。

まずは、皆様ご存知のように一月一日に発生した能登半島沖地震で、被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。全国的な募金活動と同時に佐賀県からも「災害派遣チーム」が出動しました。私も募金や自分に出来ることは何か?を考えながら被災地の一日も早い復興に心を馳せております。

恵友会では、ここ数年コロナの影響で利用者の方と会うことも減りましたが、平成4年から佐賀市の「花物語事業」の一環として取り組んでいる『花物語シンボルロード編』では、「ウイズ富士」の利用者さんが育てた花苗を町民と一緒に植え、道行く人に心和む空間を与えてもらっています。苗がしつかりしており花の色も形も大きさも、見事です。皆さん、佐賀に来られた時にはこの唐人町のフラワーロードを是非!ご堪能下さい。

また、今年は佐賀で国体改め、「国民スポーツ大会」が開催予定です。昨年完成した佐賀アリーナに沢山の人々が来佐されるのではないかと思います。佐賀海苔・むつごろう・日本酒・温泉・バルーン等の佐賀を誇る数々に、アリーナも追加され佐賀が



年頭のご挨拶

恵友会 会長

副島 勉



進化していることを感じているのは私だけではないはずです。何もかもが新しくなるのが良いとは思いませんが、旧き良きものは残し(継承すべきものは継承し)、新しい風を取り入れるのは必要なことです。大切なのは、『始まりの精神』(原点)を如何に忘れずに新しいものにチャレンジしていくか、だと思います。長く続けるには相応の覚悟と情熱を要しますが、『次に』託す準備が必要となりスムーズに継承できる土台を築くのも、その節目に携わる者の務めだと思います。以前も会報に載せましたが、『本当にこれでいいのか?』という問題意識を持ち二、三

が何か、今的方法で良いか、と言う現状を充分認識し、理想とするるべき姿との隙間をいかにして埋めていくか。。。現状に甘えては結果はついてこない、という想いで日々精進しております。

そんなことを考えながら、ふと空を見上げると無限に広がる宇宙空間があり、星を見ながら宇宙に存在する人間のあり方を考えたりもします。夜空に無数に輝く星の姿はロマンチックですが、大きさでいうならば、地球より大規模な面積を持つ星多々あります。宇宙空間の壮大さを感じます。光の速さで向かつても何千

年、何万年もかかるほど遠くにある世界の存在を知ることになります。ただ、現在、宇宙について解明されているのは全体の5%にも満たない未だに未知の世界なのです。現代の科学で「マルチバース」(自分達の世界)バース、とは別に他の世界が並行して無数に存在するという考え方の名称)論が取り沙汰されていますが、現時点では観測することは出来ていません。しかし、今まで「当たり前」と思っていたことが、科学の発展とともに大きく覆るものが天文学の世界であり、目に見える事象から、見えない世界を探求することが出来るのも一つの醍醐味ではないでしょうか。

今年は、恵友会総会の年になります。コロナで2回、総会を書面決議としましたが通常開催に向けて準備をしています。昨年は3年ぶりの視察研修も実施し改めて利用者と交流をすることでの恵友会の意味を思い知らされました。様々な事情により盛大さに欠けることもあります。が、未来にどう繋がるのかを期待を込めて、「何とかせんばいかん」精神でより新しい会として成り立つよう尽力したいと考えています。

今年一年が会員の皆様方にとつて、健康で心豊かに過ごせる年となるよう祈念いたします。



恵友会会則（抜粋）

めぐみ厚生センター恵友会とは、1981年（昭和56年）に設置された、社会福祉法人めぐみ厚生センターの利用者との心のふれあい活動などを目的とする団体です。会員は、知的障がいを持つ方々を正しく理解し、恵友会の目的に賛同して下さる方ならどなたでもご加入いただけます。

II 会則 II

第一条 本会はめぐみ厚生センター恵友会と称する。



第三条 本会は、社会福祉法人めぐみ厚生センターの事業に賛同し、その経営、発展及び利用者の福祉向上を支援することを目的とする。

第六条 本会の会員は別に定める会費を納入するものとする。

第八条 本会の役員は、会長、副会長、幹事をもって構成する。

第十一条 役員の任期は、二年とするが再任を妨げない。

第十二条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

第十三条 本会の資産は、会長が管理する。

第十四条 本会の経費は、次のものをもつてあてる。

第十六条 本会の会費は次の通りとする。

- 1、会費
- 2、寄付金
- 3、雑収入

今年は、総会の年となり、会則の一部改正も検討しています。総会のお知らせは5月号でご案内いたします。



～2023年12月 クリスマス礼拝☆祝会の様子～



めぐみ園 12月23日（土）

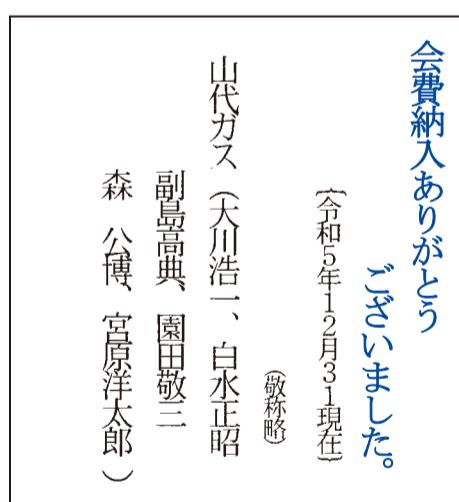


日本キリスト教会 佐賀めぐみ教会
司式 海東 強神学生

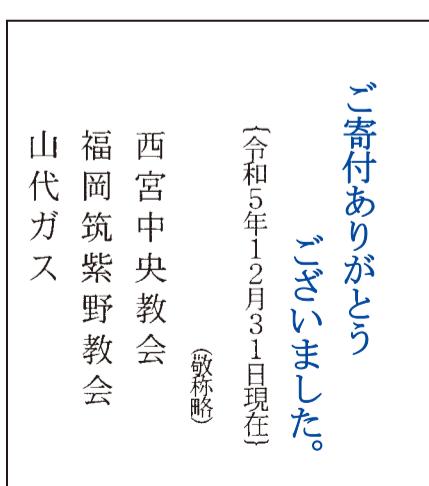
富士学園・ウイズ富士 12月25日（月）



ウイズ富士は富士学園からのリモート中継！



ウイズ富士はバイキング復活☆
2023.12.25



富士学園利用者さんの独唱
「きよしこの夜」美しいソプラノ♪



プレゼント
今年は
こんな感じで
配りました



溝田至遙先生の生け花



めぐみ園手作り弁当